

「議事堂以外の場所での委員会の開催」

地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査し、又は調査する場合において、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開催することができるようになります。

「会議の公開と傍聴手続きの簡素化」

議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合などを除き、本会議や常任委員会、特別委員会を原則として公開で行うとともに、傍聴手続きの簡素化に努めます。

「情報の共有と公開」

開かれた議会を目指すため、市民との情報の共有及び積極的な情報公開に努めます。

「議会報告会の開催」

市民との信頼関係を確保するため、市民への説明責任を果たし、議会活動や市政に関する情報を市民と共有することが必要のため、議会は、自らが地域に向き、直接市民に対し、議会で行われた議案等の審査における議論の経過や審査結果等の内容について報告する議会報告会を開催いたします。

なお、議会報告会は、決算を審議する定例会議の終了後及び当初予算を審議する定例会議の終了後に開催する予定です。

「反問権」

本会議や委員会において論点を明確にして議論を深める目的で、市長等が議員の質問の趣旨を確認するための反問ができるようになります。

反問には議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める反論も含まれます。

「市民参加の推進」

市民との意見交換や意見聴取の場を多様に設けるとともに、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用を努めます。



議会基本条例策定特別委員会の様子



3月定例会の様子

パブリック・コメント及び市民報告会の意見を踏まえ条文案及び逐条解説を見直しました

市民の皆さまよりいただきましたご意見を踏まえ、条文の一部を修正いたしました。また、逐条解説に用語の解説を追加いたしました。多数のご意見ありがとうございました。

なお、福島市議会基本条例（素案）に対するパブリック・コメント及び市民報告会にて皆さまからいただきましたご意見とそれに対する議会の考え方につきましては、市議会のホームページにて公表しています。



議会基本条例市民報告会の様子

議会基本条例策定特別委員会

定例会初日に福島市議会基本条例（案）の策定の経過並びに結果について特別委員長報告がなされ全会一致で承認されました。なお、特別委員長報告については次のとおりです。

「福島市議会は、議会、行政及び市民との関係を明確にし、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、議会の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指す、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、日本国憲法及び地方自治法の下、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるため、議会の最高規範となるこの条例を制定する。」としており、この条例案の趣旨を踏まえた市議会となるよう望むものであります。

「当特別委員会では、条例案の策定にあたっては、全会一致を原則として、基本的な考え方について議論を重ね、合意形成に努めながら、全31回にわたり協議・検討を進めて参りました。

また、市民の意見を広く聴取することを目的に、平成25年11月1日にはパブリック・コメントを1カ月間にわたり実施し、さらに、11月10日には議会基本条例（素案）に係る市民報告会を開催したうえで、市民からの意見も踏まえ、委員会において十分に検討したうえで、最終案を決定いたしました。（中略）

当特別委員会の条例案の制定にあたり、ご支

